

平成26年度設楽町障害者就労施設等優先調達方針

平成26年10月 1日策定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を策定する。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 方針の適用範囲

この方針は、設楽町に属する全組織を対象とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとし、物品等の調達が可能なものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る。）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
- (2) 障害者を多数雇用している企業
 - ア 障害者雇用促進法の特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

- (3) 在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象品目等

本町が障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

- (1) 物品
 - 印刷・製本、文具・紙製品、木工製品、縫製品、陶器、食品類、その他障害者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
 - 除草業務、清掃業務、封入・発送業務、音響サービス業務、その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達方針

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、全庁的な取組みを推進する。
- (2) 障害者就労施設等の提供可能な物品等についての情報を組織全体で共有し、障害者就労施設等への発注に努める。

7 調達目標

対象となる物品及び役務の種別ごとに、前年度の実績額を上回ること。

8 調達実績のとりまとめ及び公表

調達実績は当該年度終了後、翌年度5月末までに概要をとりまとめ、6月末までにホームページ等により公表する。